



平成23年 5 月 27 日

各 位

会社名 高木証券株式会社
代表者名 取締役社長 吉原 康夫
(コード番号 8625 東証・大証第二部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月29日開催予定の当社第95回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の、会社法第426条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、現行定款第27条および第34条の規定の変更を行うものであります。

なお、現行定款第27条の規定の変更に関しては、監査役の全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成23年6月29日
定款変更の効力発生日（予定）	平成23年6月29日

〔定款変更の内容〕

現行定款	変更案 (下線は変更部分)
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第27条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約) 第34条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>

以上

(お問合せ先)

役職名 総務企画部長

氏名 田中 康雄

TEL 06 - 6345 - 1225